

攻めの農業緊急実践対策事業（地域農業再生協議会実施事業（国補助事業））

効率的な機械利用体系の構築に向けた機械導入や既存機械の再利用の取組を支援します。

助成対象	助成内容	助成対象
農業者・農事組合法人・農事組合法人以外の農業生産法人・その他農業者の組織する団体等	機械作業の集約に伴う機械・機器のリース導入（助成率1/2以内） （リース事業者との共同申請）	農業用機械等 （アタッチメント含む・1台50万円以上）
機械作業の集約に伴う既存機械・機器の再利用に要する経費 （助成率：1/2以内）	出し手農家の機械・機器の廃棄に要する経費 （助成率：定額（2万円以内））	機械・機器のオーバーホールに必要な経費 （1台50万円以上） 機械・機器の廃棄に要する経費 （取得価格50万円以上の機械・機器の廃棄が対象）

事業要件

- ① 機械作業の出し手農家・受け手農家共同で生産効率化プランを作成し地域農業再生協議会の認定を受けること
・原則4戸以上の出し手農家からの機械作業集約が必要
〔主食用米から非主食用米・麦・大豆等へ転換し作付け規模を拡大した場合は、出し手農家2戸以上とする特認あり〕
- ② 機械作業集約を目標年度までに受け手農家を実施する計画とすること
- ③ 機械作業集約する品目の生産コストを、1割以上削減する目標を設定すること
- ④ その他地域農業再生協議会が定める要件を満たすこと

事業実施期間

平成27年度まで

目標年度

平成28年度

事業の流れ：地域農業再生協議会は公募により助成対象者を決定します。助成対象者には機械設備導入後助成金が支払われます。

【農業者】

- ④生産効率化プラン作成・申請 ⑥機械設備導入 ⑦助成金請求

【地域再生協】

- ①事業計画作成 ③公募 ⑤生産効率化プラン承認 ⑨助成金支払

【県再生協】

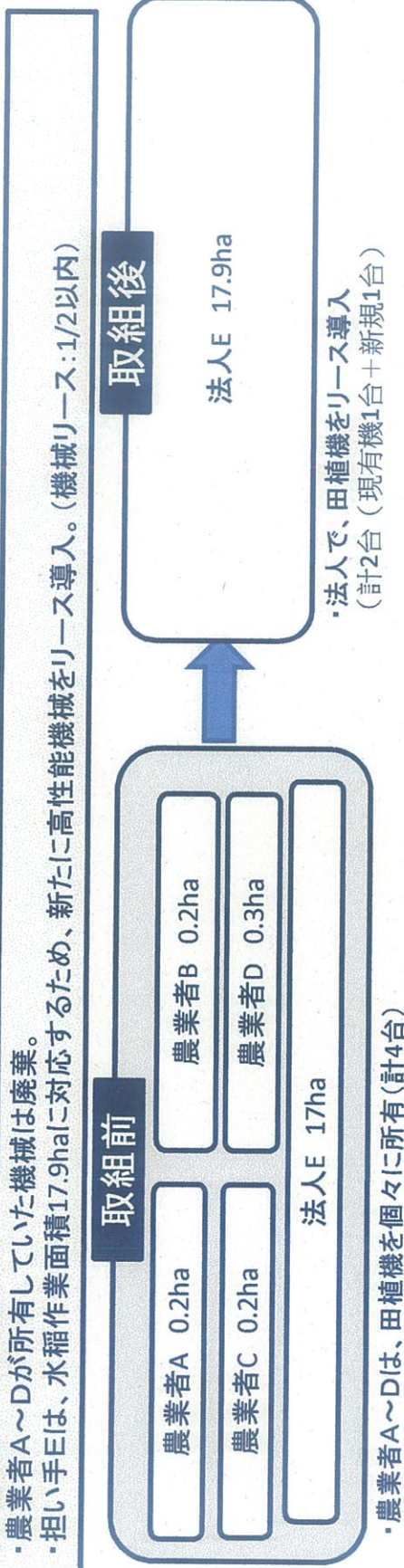
- ②事業計画承認 ⑧地域再生協へ支払

上記の外、集出荷施設や乾燥調製施設等の機能集約に必要な機械・設備のリース導入を支援する事業があります（県農業再生協議会事業）。詳しくは、住所地の地域農業再生協議会または県農業再生協議会（県農林水産事務所（農林事業所）農村振興課）にお問い合わせください。

【参考】取組事例（農林水産省HPから抜粋）

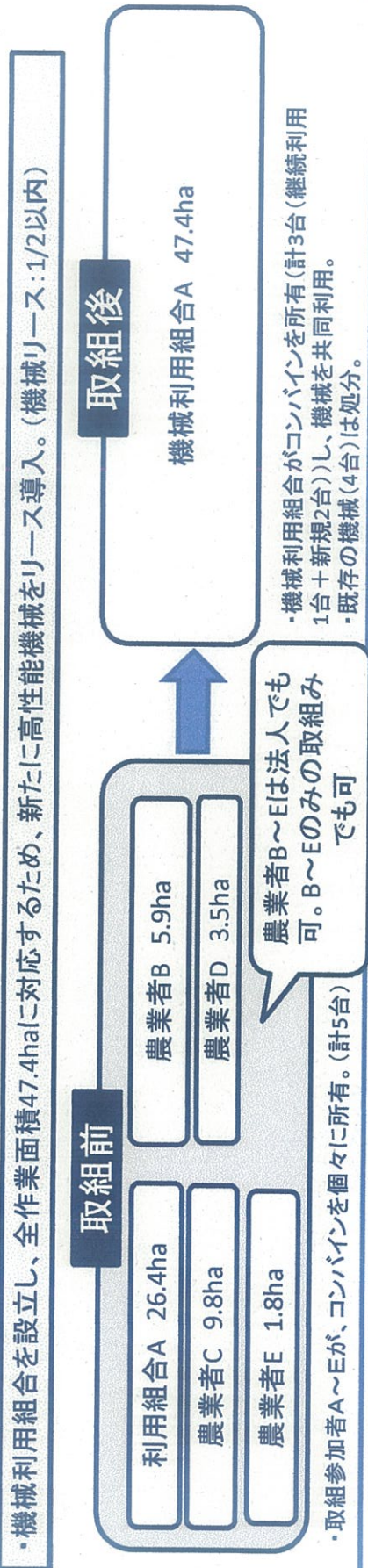
事例1

- 地域の小規模農業者A～Dがこれまで個々に行っていた水稻の田植作業（田植機）を法人に集約。
- 田植同時除草剤散布、側条施肥、疎植田植ができる田植機の導入により、水稻の生産コストを1割削減する目標。（主に農機具費、労働費の削減による。）



事例2

取組参加者A～Eがこれまで個々に所有する機械で行っていた水稻の刈取作業（コンバイン）について、この事業を契機として新たに機械利用組合を設立し、機械を共同利用。
これにより、水稻の生産コストを1割削減（25年度112,197円/10a → 27年度100,977円/10a）（主に農機具費、労働費の削減による。）



上記以外の活用事例は農林水産省HPを参照してください。

（HPアドレス） http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi/nougyou/t_tuti/h25/pdf/O8s.pdf